

## 「被災地応援ツアー」（宿泊旅行又は日帰り旅行）実施要領

27 公東観総企第 1002 号  
平成 28 年 4 月 1 日  
28 公東観地事第 484 号  
平成 29 年 2 月 21 日改正  
30 公東観地事第 12 号  
平成 30 年 4 月 1 日改正  
30 公東観地事第 1202 号  
平成 31 年 3 月 13 日改正  
31 公東観地事第 1292 号  
令和 2 年 3 月 31 日改正  
3 公東観地事第 39 号  
令和 3 年 4 月 1 日改正  
3 公東観地事第 324 号  
令和 3 年 6 月 25 日改正  
3 公東観地事第 956 号  
令和 4 年 4 月 1 日改正  
4 公東観地事第 1047 号  
令和 4 年 10 月 6 日改正  
4 公東観地事第 1714 号  
令和 5 年 3 月 30 日改正  
5 公東観地事第 1117 号  
令和 5 年 9 月 27 日改正  
5 公東観地事第 2088 号  
令和 6 年 4 月 1 日改正  
6 公東観地事第 2276 号  
令和 7 年 4 月 1 日改正  
7 公東観地事第 3081 号  
令和 8 年 4 月 1 日改正

### （目的）

第 1 条 この要領は、「被災地応援ツアー」実施要綱（以下「要綱」という。）第 9 条に基づき、「被災地応援ツアー」（以下「ツアー」という。）のうち宿泊旅行及び日帰り旅行の事業実施において必要な事項を定める。

(宿泊旅行、日帰り旅行の規模)

第2条 要綱第3条第2項における宿泊旅行、日帰り旅行の規模は、旅行事業者の指定、登録の区分に応じ、別表1のとおり配分することとする。ただし、事業の執行状況により、年度途中で規模を変更できるものとする。

(旅行事業者の指定・登録)

第3条 要綱第4条第1項の旅行事業者の申請は、別記様式1-1「「被災地応援ツアー」事前登録申請書」(別表2に定める必要書類を添付すること。)及び別記様式1-2「「被災地応援ツアー」に係る誓約書」により、公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)理事長あてに行わなければならない。なお、財団は、申請に当たって、旅行事業者に必要な指示を行うことができる。

2 財団は、前項において宿泊・指定旅行事業者又は日帰り・指定旅行事業者の区分に申請した旅行事業者について、国内旅行取扱実績や都内営業店舗数、福島県への送客実績等に基づき審査・選定を行う。その結果、適当と認められる旅行事業者について申請区分に基づき指定し、宿泊・指定旅行事業者に対しては割当泊数及び割当金額を、日帰り・指定旅行事業者に対しては割当人数及び割当金額を、それぞれ決定する。これらについて、別記様式2-1「宿泊・指定旅行事業者選定結果通知書(選定)」、別記様式2-2「宿泊・指定旅行事業者選定結果通知書(非選定)」、別記様式2-3「日帰り・指定旅行事業者選定結果通知書(選定)」又は別記様式2-4「日帰り・指定旅行事業者選定結果通知書(非選定)」により、各申請者に選考結果を通知する。

3 財団は第1項において宿泊・登録旅行事業者又は日帰り・登録旅行事業者の区分に申請した旅行事業者については、申請内容、過去のツアー催行状況等から審査を行い、適当と認められる旅行事業者について申請区分に基づき登録する。

4 財団は、第1項において申請した旅行事業者が、過去に国、都道府県、区市町村、財団等の補助事業において虚偽その他不正を行ったことが判明した場合において、第2項及び第3項による指定又は登録を行わないことができる。

5 第2項及び第3項により指定又は登録した旅行事業者に対し、別記様式3-1「「被災地応援ツアー」事前登録証」により、事前登録した旨を通知する。

6 第3項の審査において、登録することが適当と認められないものについては、別記様式3-2「「被災地応援ツアー」登録旅行事業者に関する通知(非選定)」により該当の旅行事業者あて通知する。

7 なお、財団は指定・登録する旅行事業者に対して、旅行事業者が実施するツアーに係る必要な内容を指示することができる。

(登録旅行事業者の被災地応援ツアー旅行商品の申請)

第4条 要綱第5条第1項ただし書きにより登録旅行事業者が行うツアーの申請は、別記様式4-1「宿泊・登録区分旅行事業者ツアー指定申請書」、別記様式4-2「日帰り・登録区分旅行事業者ツアー指定申請書【募集型企画旅行】」、又は別記様式4-3「日帰り・登録区分旅行事業者ツアー指定申請書【受注型企画旅行・手配旅行】」に別表3に掲げる書類を添付する方法によらなければならない。

なお、1度に複数の区分を申請しても差し支えないものとする。その際、財団は、申請に当たって、旅行事業者に必要な指示を行うことができる。

2 前項の申請は、四半期ごとに財団が別に定める募集時期及び募集方法により行わなければならない。ただし、各四半期において申請できる旅行商品は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 第1四半期 令和8年4月1日以降令和8年6月30日までに出発するもの
- 二 第2四半期 令和8年7月1日以降令和8年9月30日までに出発するもの
- 三 第3四半期 令和8年10月1日以降令和8年12月31日までに出発するもの
- 四 第4四半期 令和9年1月1日以降令和9年3月31日までに出発し、かつ令和9年4月2日までに完了するもの

3 第1項の申請は、宿泊及び日帰りそれぞれについて、区分別に申請しなければならない。

4 各旅行事業者の年間に申請できる上限泊数又は上限人数は次のとおりとする。ただし、利用状況等に応じ、年度の途中で上限数を変更することがある。

- 一 宿泊・登録旅行事業者 1旅行事業者当たり250泊まで
- 二 日帰り・登録旅行事業者 1旅行事業者当たり400人まで

(登録旅行事業者によるツアー対象旅行商品の指定)

第5条 財団は、前条に基づき登録旅行事業者が申請した旅行商品について審査を行い、適当と認められる場合は、前条第4項に定める泊数・人数の範囲内で、当該旅行事業者に対し、別記様式5-1「宿泊・登録区分旅行事業者ツアー指定通知書」、別記様式5-2「日帰り・登録区分旅行事業者ツアー指定通知書【募集型企画旅行】」、又は別記様式5-3「日帰り・登録区分旅行事業者ツアー指定通知書【受注型企画旅行・手配旅行】」により、登録旅行事業者のツアー対象旅行商品の指定を通知するものとする。

2 前項の審査を行い、適当と認められる旅行商品の規模が、財団が予定している泊数又は人数を超えた場合には、抽選を行い、前項の指定を通知するもの及びキャンセル待ちの順番を決定する。決定したキャンセル待ちの順番は、別記様式5-4「宿泊・登録区分旅行事業者ツアーのキャンセル待ち通知書」又は別記様式5-5「日帰り・登録区分旅行事業者ツアーのキャンセル待ち通知書」により通知する。なお、適当と認められる旅行商品の規模が、財団が予定している泊数又は人数に満たなかった場合には、財団は、申請期間の終了した後においても、その範囲内で申請を受け付けることができる。この場合、登録旅行事業者のツアー対象商品の指定は、財団が事業者からの申請毎に、第1項の定めに従って行う。

3 事業が進捗する中で、ツアーの催行中止等の理由があった場合には、財団は速やかに前項のキャンセル待ちの順番に従い、登録旅行事業者に対して第1項に定める各通知書により、ツアー対象旅行商品の追加指定を行うこととする。

(ツアー対象商品の選定方法)

第6条 ツアー対象旅行商品の選定方法については、要綱及び本要領に定める他、財団の定めによるところによる。

(被災地応援ツアーの割引販売)

第7条 指定旅行事業者及び第5条において旅行商品を指定された登録旅行事業者（以下「指定・登録旅行事業者」という。）は、要綱第5条に基づき、ツアーの対象旅行商品について、次のとおり、原則、あらかじめ定められた金額を割り引いた商品を販売しなければならない。

一 指定旅行事業者 第3条第2項において割り当てられた泊数又は人数、かつ割り当てられた金額の範囲内で販売すること。

二 第5条において旅行商品を指定された登録事業者 第5条第1項において割り当てられた泊数又は人数の範囲内で販売すること。

2 指定・登録旅行事業者は、前項の販売に当たり、要綱第3条第5項に定めるツアー参加者の参加資格を確認し、別記様式6「「被災地応援ツアー」申込書兼割引利用証明書」を作成しなければならない。

なお、別記様式6の申込代表者署名欄の記入に当たっては、本人が自筆するものとする。

3 指定・登録旅行事業者は、ツアー参加者の参加資格を確認するために徴した証明書類（以下「参加資格証明書」という。）を適切に保管しなければならない。

4 ツアー当日又はツアー終了後、指定・登録旅行事業者は、別記様式6に記載されているツアー参加者がツアーに参加していたことを確認しなければならない。

5 第2項における申請の後、ツアー参加者が以下の各号に該当するに至ったことが判明した場合、指定・登録旅行事業者は速やかに財団理事長に報告するとともに、既に当該旅行事業者が協力金の交付を受けていた場合には、財団理事長の指示するところにより、当該割引相当額を財団に返金しなければならない。

一 1回の旅行で3泊以上の宿泊旅行の協力金相当額の割引を受けていた場合

二 別記様式6にツアー参加者として記入した者以外が割引を受けて宿泊旅行又は日帰り旅行を行った場合

三 第2項におけるツアー申込後、別記様式6の記載事項に変更が生じたにもかかわらず、変更の手続きを怠ってツアーに参加した場合

四 前三号に定めるほか、偽りその他不正の手段により、割引を受けて宿泊旅行又は日帰り旅行を行った場合

6 前項の規定のほか、本制度の趣旨等を鑑み、不適正な手法で協力金に相当する金額の割引を受けていると財団理事長が判断する場合には、財団がツアー参加者に対して直接割引を受けた協力金に相当する金額を請求することができる。

(実績報告書の提出)

第8条 指定・登録旅行事業者は、前条第4項の確認に基づき、月1回ツアーの送客実績を集計し、当月又は翌月の15日までに別記様式7「被災地応援ツアー」協力金実績報告書( 月分)兼協力金振込依頼書により実績報告等を行わなければならない。ただし、財団が認めた場合はこの限りではない。なお、3月分の実績報告等の期日は財団が別途指定する。

2 前項の実績報告を行う際は、別記様式6(前条第4項において指定・登録旅行事業者がツアー参加者を確認したものに限り)及び宿泊旅行又は日帰り旅行を催行したことを証明する第三者が発行した領収書等(宿泊旅行においては申請泊数が記載された宿泊施設の領収書等、日帰り旅行においては申請人数が記載された飲食店又は入場施設の領収書等及びバス、列車等の利用交通機関の領収書等)の写しを添付しなければならない。

なお、ここでいう領収書等とは、領収書又は旅行完了後に発行された請求書及び支払いを確認できる書類のことをいう。

(協力金交付額の決定及び支払い)

第9条 前条に基づく指定・登録旅行事業者から提出された別記様式7及びその添付書類について審査を実施し、適正と認められるものについて協力金交付額を決定する。

2 前項の決定の後、財団は、別記様式8「被災地応援ツアー」協力金交付額決定通知書を当該旅行事業者に通知した上で、別記様式7において指定・登録旅行事業者が指定した口座に協力金交付額決定から30日以内に協力金を振り込むものとする。

(被災地応援ツアーに係る宿泊施設等の精算書類等の保管)

第10条 指定・登録旅行事業者は、実施した被災地応援ツアーに関する申請書類(第3条から前条までに基づき財団に提出した書類及び財団が通知した書類)の写し、参加資格証明書及び宿泊施設等と交わした精算関係書類(原則として原本とする。)について、ツアー開始日を含む年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(定期検査等)

第11条 要綱第6条に定める定期検査は原則として年に1回実施する。実施に当たり、財団は検査対象の指定・登録旅行事業者をあらかじめ指定することとする。

2 前項において財団が指定した指定・登録旅行事業者は検査に応じなければならない。

3 前項の規定による検査は以下のとおり。

(1) 書類検査においては、実績報告時に提出された利用施設の領収書等の内容について、直

接当該施設に確認等を行う。

- (2) 実地検査においては、指定・登録旅行事業者の事業所へ赴き、業務フローの確認、内部管理体制の確認、ツアー催行実績に係る書類と実績報告書との差異がないか等確認を行う。
- 4 指定・登録旅行事業者は財団がツアーに係る精算書類等の検査を財団が求めた場合、直ちに提示しなければならない。
- 5 前項において、指定・登録旅行事業者がツアーに係る精算書類を提示できない場合は、財団の求めに応じ、それに代わる会計帳簿等を提示しなければならない。

(協力金の返還、違約加算金等)

第12条 要綱第7条において別に定める事項は次の各号のとおりとする。

- 一 期限及び返金先の口座等については、個別に財団が請求するところによることとする。
  - 二 前号において財団から通知を受けた旅行事業者は、原則として、協力金の返金のほかに、協力金を受領した日（第9条第2項において指定口座に振り込んだ日とする。）から協力金の返還日までの日数に応じ、協力金返還額に年 10.95%の割合で計算した違約加算金を財団に支払わなければならない。違約加算金の支払期日は、個別に財団が通知するところによることとする。
  - 三 前号における支払期日までに違約加算金が返金されなかった場合、当該旅行事業者は、当該支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払い額に年 10.95%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。
- 2 第7条第5項において財団理事長が協力金の返還を求めた場合において、指定した期日までに返還しなかった場合には、前項第3号の規定を準用し、延滞金を支払わなければならない。

(個人情報に関する取扱)

- 第13条 指定・登録旅行事業者は、第7条第2項においてツアー参加者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集確認した際は、財団に対しツアーにかかる協力金の交付を申請するとき以外に収集した個人情報を使用してはならない。
- 2 指定・登録旅行事業者は、前項の目的のために財団に対して、別記様式6により個人情報を提供するものとする。
  - 3 財団は、指定・登録旅行事業者から提供された個人情報について、当該旅行事業者に対するツアー協力金の支払手続を行う目的の範囲内で利用するものとする。
  - 4 前項までの個人情報の利用及び提供に関する取扱いについては、別記様式6に明記してツアー参加者に示すとともに、ツアー参加者の代表者による署名をもって、当該取扱いについてツアー参加者全員の同意を得たものとする。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 事業規模

	宿泊旅行	日帰り旅行
指定区分	延べ 10,000 泊	延べ 11,000 人
登録区分	延べ 10,000 泊	延べ 4,000 人

(別表 2) 別記様式 1 - 1 に添付する書類

(各申請区分共通)

- (1) 旅行業への登録を証明する書類（旅行業登録票、旅行業更新登録通知書、旅行業者登録簿、旅行業者代理業者登録簿）の写し
- (2) 事業所又は営業所等が都内に所在することを確認できるもの（東京都知事の登録を受けている場合を除く）  
(宿泊・指定旅行事業者に申請する場合)  
宿泊・指定旅行事業者に申請する場合は、上記(1)及び(2)に合わせて以下の書類を提出すること。
- (3) 過去 5 年度分（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の東京都内から福島県内への宿泊旅行の送客実績（様式任意）  
(日帰り・指定旅行事業者に申請する場合)  
日帰り・指定旅行事業者に申請する場合は、上記(1)及び(2)に合わせて以下の書類を提出すること。
- (4) 過去 5 年度分（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の東京都内から福島県内への日帰り旅行の送客実績（様式任意）

(別表 3) 別記様式 4 - 1、4 - 2、4 - 3 に添付する書類

(宿泊・登録区分)

- (1) 対象とする受注型企画旅行商品または手配旅行の概要がわかるもの（日程表及び見積書、または旅行契約書面）
  - (2) 第 7 条第 2 項に基づき作成した別記様式 6 「「被災地応援ツアー」申込書兼割引利用証明書」の写し
- (日帰り・登録区分)

- (1) 募集型企画旅行においては、当該募集型企画旅行商品のチラシ・パンフレット類及び同商品の取扱店舗一覧（都内店舗での販売が確認できるもの）、受注型企画旅行及び手配旅行においては、対象とする受注型企画旅行商品又は手配旅行の概要がわかるもの（日程表及び見積書、又は旅行契約書面）
- (2) 第7条第2項に基づき作成した別記様式6「被災地応援ツアー」申込書兼割引利用証明書」の写し